

## 受注者希望型

(公共建築工事積算基準適用の場合)

### 2. 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」特記仕様書

#### 1 月2回土日完全週休2日製の定義

- (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
- (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とする（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。

#### 2 受注者は月2回土日完全週休2日制を実施するか否かについて、契約後10日以内に様式1を作成し、監督員へ提出すること。

なお、実施する場合は、土日完全週休2日とする週を様式1にて報告すること。

#### 3 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は全体の工程に遅延が生じないように各工事間の調整を適切に行うこと。

#### 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

#### 5 対象期間中において、月2回土日完全週休2日を達成できた場合、対象期間内の現場閉所日数の割合に応じて、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正係数により補正し、変更契約にて計上する。

補正係数は以下によるほか、週休2日制工事試行要領第2編 公共建築工事積算基準適用工事編の「積算方法の運用（公共建築工事積算基準運用の場合）」による。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- ※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）」に対する突発的な対応期間、「その他、受注者の責によらず休工・

## 受注者希望型

(公共建築工事積算基準適用の場合)

現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

- ※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 【4週8休以上】

(現場閉所日数/対象期間日数：28.5%以上)

・労務費 : 1.05

### 【4週7休以上4週8休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数：25%以上 28.5%未満)

・労務費 : 1.03

### 【4週6休以上4週7休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数：21.4%以上 25%未満)

・労務費 : 1.01

- 6 試行工事の検証を行うため、受注者（下請負者を含む）は、完成報告書提出日までに別に定めるアンケートに回答し提出すること。

- 7 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

働き方改革

## 週休二日制取組宣言

建設労働者の「働き方改革」を進めるため  
週休二日制に取り組んでいます！

<事業所名>

三重県建設業労働時間削減推進協議会  
【三重県、三重労働局、三重県建設業協会】

## 受注者希望型

(公共建築工事積算基準適用の場合)

※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。